

国立大学法人東京農工大学学則の一部改正

国立大学法人東京農工大学学則を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>本則</p> <p>第3章 大学院</p> <p>第13節 他の大学院における授業科目の履修等</p> <p>(他の大学院における授業科目の履修)</p> <p>第76条 教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、<u>本学大学院の学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、10単位(技術経営研究科にあつては16単位)を超えない範囲で</u>本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>2 前項の規定は、学生が外国の大学院に留学する場合及び国際連合大学の授業科目を履修する場合について準用する。</p> <p>(新設)</p> <p>(他の大学院等における研究指導)</p> <p>第77条 教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、<u>本学大学院の学生が他の大学院又は研究所等において、必要な研究指導を受けることを認めることができる。</u></p>	<p>本則</p> <p>第3章 大学院</p> <p>第13節 他の大学院における授業科目の履修等</p> <p>(他の大学院における授業科目の履修等)</p> <p>第76条 教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、<u>本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、次条第1項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて、10単位(技術経営研究科にあつては16単位)を超えない範囲で、第66条第2項、第3項、第4項又は第71条第2項に規定する単位数に算入することができる。</u></p> <p>3 第1項の規定は、学生が外国の大学院に留学する場合及び国際連合大学の授業科目を履修する場合について準用する。</p> <p>(休学期間中の授業科目の履修等)</p> <p>第76条の2 <u>教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に他の大学院(外国の大学院及び国際連合大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、当該学府教授会等の議を経て、本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第1項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて、10単位(技術経営研究科にあつては16単位)を超えない範囲で、第66条第2項、第3項、第4項又は第71条第2項に規定する単位数に算入することができる。</u></p> <p>(他の大学院等における研究指導)</p> <p>第77条 教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、学生が他の大学院又は研究所等において、必要な研究指導を受けることを認めることができる。</p>	

<p>2 前項の規定は、<u>本学大学院の学生が外国の大学院若しくは研究所等又は国際連合大学において、研究指導を受けようとする場合について</u>準用する。</p> <p>(留学等)</p> <p>第78条 学生は、<u>第76条第2項及び前条第2項の規定に基づき、修学又は研究指導を受けようとするときは、当該学府長等を経て、学長に願い出なければならない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第4章 学部</p> <p>第7節 教育課程及び履修方法</p> <p>(入学前の既修得単位等の認定)</p> <p>第99条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、<u>第108条第1項及び第109条第1項の規定により、本学における授業科目の履修により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとし、第98条に規定する単位数に算入することができる。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>第9節 他の大学等における授業科目の履修等</p> <p>(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)</p> <p>第108条 (略)</p> <p>2 <u>前項の規定により、修得したものとみなすことができる単位数は、第99条第1項及び第2項並びに第109条第1項の規定により、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる単位数と合わせて、60単位を超えない範囲で第98条に規定する単位数に算入することができる。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>2 前項の規定は、<u>学生が外国の大学院若しくは研究所等又は国際連合大学において、研究指導を受けようとする場合について</u>準用する。</p> <p>(留学等)</p> <p>第78条 学生は、<u>第76条第3項及び前条第2項の規定に基づき、修学又は研究指導を受けようとするときは、当該学府長等を経て、学長に願い出なければならない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第4章 学部</p> <p>第7節 教育課程及び履修方法</p> <p>(入学前の既修得単位等の認定)</p> <p>第99条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、<u>第108条第1項、第108条の2第1項及び第109条第1項の規定により、本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとし、第98条に規定する単位数に算入することができる。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>第9節 他の大学等における授業科目の履修等</p> <p>(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)</p> <p>第108条 (略)</p> <p>2 <u>前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、第99条第1項及び第2項、次条第1項並びに第109条第1項の規定により、本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、60単位を超えない範囲で第98条に規定する単位数に算入することができる。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(休学期間中の授業科目の履修等)</p> <p>第108条の2 <u>教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、当該学部教授会の議を経て、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。</u></p>	
--	--	--

<p>(大学以外の教育施設等における学修)</p> <p>第109条 (略)</p> <p>2 前項の規定により与えることのできる単位は、<u>第99条及び前条の規定</u>により、本学において修得したものとみなす単位数と合わせ60単位を超えないものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、<u>第99条第1項及び第2項、前条第1項並びに次条第1項の規定により、本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、60単位を超えない範囲で第98条に規定する単位数に算入することができる。</u></p> <p>(大学以外の教育施設等における学修)</p> <p>第109条 (略)</p> <p>2 前項の規定により与えることのできる単位は、<u>第99条第1項及び第2項、第108条第1項並びに前条第1項の規定により、本学において修得したものとみなす単位数と合わせ60単位を超えないものとする。</u></p> <p>3 (略)</p>	
--	---	--

附 則 (平成25年10月28日 教規則第12号)

この規則は、平成25年10月28日から施行する。